

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正：平成一四年一二月一三日法律第一五二号

(関係者の責務)

**第三条** 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当  
つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でま  
かなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で  
定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなけれ  
ばならない。

**2** 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収  
された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意  
し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若し  
くは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行う  
ように努めなければならない。